

## 県議会におけるオンラインを活用した会議の開催について（案）

### 1 趣旨

#### （現状）

オンライン\*を活用した会議は、大規模な災害その他の緊急事態の発生等、議員が登庁できない場合に会議を開催する方法として有効であり、地方議会の中には、地方自治法及び委員会条例に基づく委員会（以下「委員会」という。）について、委員会条例を改正し、オンラインを活用して開催できるようにした議会もある。

本県議会では、委員会及び議長等が招集権者となっている会議（以下「議会関係会議」という。）について、オンラインを活用して会議を開催したことはないが、現在のデジタル社会の形成に向けた動きを踏まえると、議員や議会局職員がオンラインを活用して会議を開催できるようにすることは重要と考えるところである。

しかし、委員会については、その適用対象やインターネット中継との関係などで課題が多く、検討に時間を要すると考えられる。

#### （今後の方針）

そこで、委員会をオンラインを活用した会議として開催するという最終的な目標に向け、まずは、会議規則に基づく協議又は調整の場における議会関係会議を、オンラインを活用して開催できるようにすることとし、そのためにはどのようなことが必要か、次のとおり課題整理し、対応案をまとめることとする。

なお、委員会については、上記の議会関係会議におけるオンラインを活用した会議が、円滑に運用できるようになった後に検討することとする。

\* 電子情報処理組織（議会の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）とその相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を用いて行われる映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通信をする方法

### 2 課題と対応（案）

#### (1) オンラインを活用した会議の開催に関する事項

課題	対応（案）
1 オンラインを活用した会議は、どのような会議を対象とし、どのような場合に開催できることとするか。	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ まずは、会議規則に基づく協議又は調整の場における議会関係会議のうち、議会改革検討会議の試行から始めることとし、いずれは同じ議会中会議室で開催される執行機関の出席を要しない議会関係会議に対象を広げていくこととする。</li> <li>○ オンラインを活用した会議は、委員が登庁困難でオンライン出席を希望する場合等、招集権者（座長等）がオンラインで開催することが適当と判断した場合に開催する。</li> </ul>

課題	対応（案）
2 オンラインを活用した会議を開催するうえで、会議の開催方法、傍聴対応はどうか。	○ 開催方法は、原則として、招集権者及びその職務代理者は登庁し、会議室において議事進行するものとし、それ以外の委員はオンライン出席可能とする。傍聴は、通常どおり会議室にて傍聴するものとする。
3 オンラインを活用した会議を開催する場合の取り決めをしておく必要はないか。	○ 各会議の要綱に、定足数等に関する事項を追加することが必要となるため、まず、ひな形となる規定を作成し、それぞれの会議等の要綱等に定めていく。 ○ このほか、オンラインを活用した会議を開催する場合に、各会議に共通して整理すべき事項として（別紙）のような項目が考えられ、これについても別に定めを設ける。

(2) 施設整備に関する事項

課題	対応（案）
1 どのWeb会議ツールを使用するか。	○ 会議参加人数と会議時間の制約を気にすることなくオンラインを活用した会議を開催できるよう、有償版を導入する。 ○ 導入するWeb会議ツールの選択及び数量は、別途決定する（〇〇を〇〇台分）。 ○ 議員用モバイルパソコンに導入されているZoomの無償版は引き続き使用する。
2 オンラインを活用した会議を開催し、又は、オンラインを活用した会議に出席する場合に、議員はどの端末を使用するか。また、情報セキュリティ対策はどうか。	○ 議員用モバイルパソコンを使用することを原則とするが、議員の私物の端末も使用することができるものとする。 ○ 議員の私物の端末を使用する場合、議員は、端末に、ファイヤーウォールやウイルス対策などの情報セキュリティ対策を適切に講じるとともに、会議の情報が外部に漏れることが無いよう、情報の適切な管理に十分注意するものとする。 この場合の機器や通信費等の費用は、議員が負担するものとする。

課題	対応（案）
	<p>○ なお、会議資料の提供については、サイドブックス（議員用モバイルパソコンに限る。）、電子メール、Web会議ツールの画面共有機能（ツール側に電子データが残らないもの）、ファクシミリ、郵送等の活用により対応を図るものとする。</p>
<p>3 オンラインを活用した会議を行うための環境整備は必要か。</p>	<p>○ 議員用モバイルパソコンを議会Wi-Fiが届かないエリアで使用する場合、現在のLTE回線の月5ギガバイトでは通信容量の不足が懸念されるため、LTE回線の通信容量は増強する方向で検討する。</p> <p>○ オンラインを活用した会議を開催するときは、議会局は、Web会議ツールの運用補助等、会議の円滑な運営のために必要な人員を確保する。</p> <p>○ 議会中会議室において、オンラインを活用した会議を円滑に開催できるようにするため、次の備品を議会中会議室に整備する。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① モニター又はスクリーン</li> <li>② プロジェクター</li> <li>③ 集音カメラ、マイク、スピーカー</li> <li>④ その他オンラインを活用した会議を行うために必要な備品</li> </ol>

オンラインを活用した会議を開催する場合に  
各会議に共通して整理すべき事項（例）

- 1 オンライン会議の開催方法
- 2 招集権者及びその職務代理者の出席の取扱い
- 3 オンラインで出席する委員が取るべき情報セキュリティ対策などの対応
- 4 オンライン会議出席委員の出席確認
- 5 表決の方法等
- 6 参考人がオンラインを利用する場合の取扱い
- 7 当局説明者の取扱い
- 8 傍聴の取扱い
- 9 秩序保持に関する措置
- 10 通信障害時の対応
- 11 その他